

正 会 員 各 位

（一社）全国ＬＰガス協会

新型コロナウイルスの影響を踏まえた液石法等の各種期限の延長について

標記につきまして、４月１０日付けで公布、施行されましたのでお知らせいたします。詳細については下記の経済産業省ホームページをご参照ください。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

記

【改正の概要】

○液石法関連

措置名	適用期間
供給設備の点検の期限延長（規則第 36 条 第 1 項 第 1 号） ※ 3 号業務が対象で、1 号業務、2 号業務は対象外	令和 2 年 4 月 1 0 日から 同年 9 月 3 0 日までの間に 終了する場合は、その 期間を 4 ヶ月延長する。
消費設備の調査の期限延長（規則第 37 条 第 1 号） ※ 4 号業務が対象で、再調査は対象外	
一般消費者等に対する周知の期限延長（規則第 38 条の 2 第 1 項及び第 2 項）	
認定液化石油ガス販売事業者に係る報告期限延長（規則第 48 条 第 2 項）	
充てん設備の保安検査の期限延長（規則第 81 条 第 1 項）	
液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者に係る事業年度終了後の報告期限延長（規則第 132 条）	

○高圧法関連

措置名	適用期間
保安検査の期限延長 （液石則第 77 条 第 2 項）	令和 2 年 4 月 1 0 日から 同年 9 月 3 0 日までの間に 終了する場合は、その期 間を 4 ヶ月延長する。
定期自主検査の期限延長 （液石則第 81 条 第 4 項）	

【経産省ホームページ掲載アドレス】

○改正について掲載されているホームページ（経産省ホームページ内）

（液石法関連）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410-02.html

（高圧法関連）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410_04.html

以 上

発信手段：Ｅメール
保安部：高木、橋本